

## 東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会要項

平成26年10月11日 制定  
学校法人東北薬科大学 理事会

### (設置)

第1条 学校法人東北薬科大学（以下「本学」という。）は、文部科学省が設置した「東北地方における医学部設置に係る構想審査会」（以下「構想審査会」という。）において選定された医学部の設置に向け、宮城県を初めとする東北各県・各大学、関連教育病院、地元医療関係者等の協力の下、教員等の確保や地域定着策を初めとした、構想の実現・充実のために必要な協議を開始し、将来にわたり、復興のための医学部設置という趣旨に基づいた医学部の教育運営と各地域のニーズを踏まえた人材育成を行っていくため、本学に「東北医科薬科大学医学部 教育運営協議会」（以下「協議会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 協議会は、本学医学部の教育運営及び東北の地域医療の振興に反映させるため、構想審査会による選定の条件を踏まえ、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 既存の大学との教育面、卒後の役割と連携のあり方、及び東北6県の医師の偏在解消につなげる枠組みの確立に関すること。
- (2) 修学資金制度と地域定着の方策に関すること。
- (3) 教員や医師等の確保に関すること。
- (4) 医学部設置後、医学部の教育運営が設置趣旨に則しているかの検証に関すること。
- (5) その他必要な事項

### (協議会組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、本学理事長（以下「理事長」という。）が委嘱する。

- (1) 東北各県の代表
- (2) 東北各県にある医学部を設置する大学の代表
- (3) 日本医師会及び東北各県の医師会の代表
- (4) 理事長及び本学教職員
- (5) 理事長が必要と認める者

2 前項各号（第4号を除く。）の委員がやむを得ない事由により欠席する場合は、その委員が指名する者を代理出席させることができる。

3 協議会は、委員（代理出席者を含む。）の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 協議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(委員長)

第4条 協議会に委員長を置き、委員の中から理事長が指名する。

2 委員長は、協議会の議事運営等を総括し、会議の議長となる。

(副委員長)

第5条 協議会に副委員長を置き、委員の中から委員長が指名する。

2 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

(協議会開催)

第6条 協議会は、必要に応じて開催するものとする。ただし、特別の事由がない限り毎年開催する。

2 理事長は、協議会の開催日を決定し、運営の調整等を行うものとする。

3 理事長は、協議会の開催に際し、必要に応じて、指名する委員に、事前打ち合わせ等の準備を依頼することができるものとする。

(委員以外の出席)

第7条 協議会には、必要に応じて、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(協議の尊重)

第8条 理事長は、協議会における協議結果を誠実に履行するとともに、協議会における意見等を医学部の教育運営に可能な限り反映させるよう努めるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、本学総務部企画課が行う。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成26年10月11日から施行する。